

教育学部生の体罰意識に関する考察 (3)

— 学生へのアンケートをもとに —

杉 山 緑

A Study on Consciousness of Educational Students towards

Corporal Punishment (3)

by

Ryoku SUGIYAMA

(Received November 29, 1996)

キーワード：体罰体験、子どもの人権、体罰禁止規定

I はじめに —今回調査の意図—

筆者はこれまでに表題に関する論考を二度報告している。⁽¹⁾ 前回調査から2年が経過したが、その間、1995年には福岡県の近畿女子短期大学附属高校で体罰が原因とされる死亡事件が発生した。裁判では一審で有罪・2年の実刑判決、本年（1996年）6月の控訴審でも一審支持で実刑2年となり被告側が上告を断念したため刑が確定した。体罰による死亡事件はもちろんこれが初めてではない。1976年の水戸五中事件などこれまでも幾人もの尊い命が失われている。だが、福岡県の事件はそれらが教育現場において重たい教訓となりえていなかったことを示している。また、11月6日付『朝日新聞』朝刊は、1995年度に体罰で処分を受けた教師が、調査開始以来最高の438人にのぼったという文部省のまとめを伝えている。1994年には遅ればせながら、「児童の権利に関する条約」が批准されたりしているにもかかわらず子どもの人権を侵害する体罰がなおも横行しているという状況は憂慮すべきことである。こうした問題状況を克服するために教員養成においてどのような指導が考えられる必要があるのだろうか。そのための手がかりを得ようとする試みの一つとして本研究を開始したのであるが、これまでの考察において教員養成段階にある学生の中に、すでに体罰に対する許容的風土があること、そしてそれがかれらの体罰体験に関係がありそうなことなどが見えてきた。また、そうした学生たちの意識に対して、「学校教育法」第11条の体罰禁止規定などの情報提供の有効性や「子どもの人権」に関する意識の喚起の必要性などがある程度明らかになった。今回は、上記の諸点をさらに追求することを目指して新しい項目を幾つか加えてアンケート調査を行った。

新しい項目は以下の通りである。

◎体罰体験に関して

- ①体罰を受けた時間について（問1-3、問2-3、問3-3）

◎体罰意識に関して

- ①体罰に関する関心度（問4-1）
②1995年の福岡県における体罰死事件に関する認知について（問5-1、2）
③「児童の権利に関する条約」に関する認知について（問7-1、2）

調査時期と対象は、6月24日から7月1日にかけて前回・前々回と同様「生徒指導・教育相談」（小学校課程学生対象、2クラス）及び「生徒指導・教育相談・進路指導」（中学校課程対象、1クラス）の受講学生計223名（男子78名、女子145名）である。

なお、学生の多くが教職を目指していることが体罰意識に何らかの特徴的な関連を持つかどうかなどを見るために、同時期に山口市・山口赤十字看護専門学校生および宇部市・山陽荘病院附属看護学校生計76名に対しても同様の調査を行ってみた。

また、本調査後、小学校課程のクラスにおいて体罰問題に関する講義を行い、講義前と後とでどのような変化が生ずるかを見るために感想を書かせた。（講義内容については後述する。）

以下の調査結果とその分析については、前回調査との比較というスタイルを取ることとする。そして前回調査と同じ項目に関しては、特に言及すべきだと考えられるもの以外は原則として全体の結果のみを示すこととする。

II 調査結果と前回調査との比較及び分析

1 体罰体験について

- (1) 体罰体験の有無（問1-1、問2-1、問3-1）

〔設問〕「あなたは小学校（中学校、高校）時代に体罰を受けたことがありますか？」

- ①体罰を受けたことがある
②体罰を受けたことはないが、友人などが受けているのを見た
③体罰を受けたことはないが、話には聞いたことがある
④体罰は受けたことも、見たり聞いたりしたこともない

- (2) 体罰の内容（問1-2、問2-2、問3-2）

〔設問〕「それはどんな体罰でしたか？」

- ①げんこつ ②平手打ち（ビンタ） ③殴る
④蹴る ⑤棒などで叩く ⑥正座
⑦運動場を走らせる ⑧腕立て伏せ ⑨立たせる
⑩その他

結果は表1、表2の通り。（数値上段は実数、下段はパーセンテージ。以下の表についても同じ。）

表1 体罰体験の有無

	①	②	③	④
小	137	41	13	32
	61.4	18.4	5.8	14.3
中	117	62	21	21
	52.5	27.8	9.4	9.4
高	61	48	25	89
	27.3	21.5	11.2	39.9

「体罰体験の有無」で前回と違っているところは、小・中学校において直接体験者が7～14%ほど低くなり、未経験者が微増していることや同じく高校の男子で直接体験者が43.8%から28.2%と低くなり、未経験者が35.0%から41.0%と上昇していること、逆に女子の場合は、直接体験者がやや増加し、結果的に男女差がなくなっていることである。その他は前回とほぼ同じ数値が出ており、男女差の面でもおおきな違いは見られなかった。依然として直接体験者が小・中で6割前後、高校でも3割近くという高い数値が出ている。

表2 体罰の内容

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
小	108	108	21	13	54	110	33	9	85	16
	56.5	56.5	11.0	6.8	28.3	57.6	17.3	4.7	44.5	8.4
中	85	120	32	22	48	89	30	10	48	21
	42.5	60.0	16.0	11.0	24.0	44.5	15.0	5.0	24.0	10.5
高	52	50	18	17	33	40	16	3	31	11
	38.8	37.3	13.4	12.7	24.6	29.8	11.9	2.2	22.1	8.2

「体罰の内容」について見てみると、小学校においては前回1位の「げんこつ」が13%ほど低下して「正座」と入れ替わってはいるが、「平手打ち」とともに上位3つを占めるのは変わっていない。中学校も「平手打ち」と「正座」が入れ替わるがこの3つが上位であることには変わりはない。ただし、割合は中学校の「平手打ち」以外はそれぞれ15～30%ほど低下している。高校は前回とほぼ同様であり、唯一「正座」が13%ほど低下したのが目につく程度である。小学校に比べると中・高で「殴る・蹴る」の割合が高いことなども同じである。

(3) 体罰の時間（問1-3、問2-3、問3-3）

〔設問〕「それはどんな時間でしたか？」

- ①授業中 ②登校時 ③休憩時間 ④放課後
 ⑤クラブの時間 ⑥給食の時間 ⑦その他

表3 体罰の時間

	小学校			中学校			高校		
	全体	男子	女子	全体	男子	女子	全体	男子	女子
①	146	51	95	117	40	77	86	26	60
	76.4	75.0	77.2	58.5	57.1	59.2	64.2	56.5	68.2
②	4	3	1	5	1	4	4	3	1
	2.1	4.4	0.8	2.5	1.4	3.1	3.0	6.5	1.1
③	43	23	20	41	19	22	20	6	14
	22.5	33.8	16.3	20.5	27.1	16.9	14.9	13.0	15.9
④	27	16	11	42	16	26	26	11	15
	11.5	23.5	8.9	21.0	22.8	20.0	19.4	23.9	17.0
⑤	11	5	6	58	23	35	24	13	11
	5.7	7.3	4.9	29.0	32.8	26.9	17.9	28.3	12.5
⑥	16	10	6	3	2	1	1	1	0
	8.4	14.7	4.9	1.5	2.8	0.8	0.7	2.2	0
⑦	28	6	22	24	7	17	15	7	8
	14.6	8.8	17.9	12.0	10.0	13.1	11.2	15.2	9.1

この設問は今回新しく設けたものである。結果は、小・中・高校とも「授業中」に集中しており、最も高い小学校で76.4%、最も低い中学校でも58.5%となっている。実に3人に2人の割合である。そして直接体験者のみを抜き出して見た場合、小・中学校では全体とほぼ同じ状況（75.9%、60.7%）であるが、高校では80.3%もの学生が授業中に体罰を体験しているという結果となっている。今回、体罰の理由については調査していないが、授業中での体罰の理由として考えられるのは、「騒ぐ」「私語」「手悪さ」「宿題忘れ」などである。⁽²⁾だが、調査実施後のコメントの中には、「聞かれたことに答えられないとビシバシやられた」とか「間違った答を言ったら黒板消しで叩かれた」などといった経験を紹介している者も数名いる。この体罰経験が授業中に圧倒的に多いという事実は、後述するように、学生の中にある体罰容認傾向にかなり大きく関わっているようである。

「授業中」について多いのは、「休憩時間」や「放課後」などであるが、目を引くのは小学校に比べると中・高校では「クラブの時間」が高率であり、中学校では「授業中」に次ぐ第2位（29.0%）となっていることである。これはいわゆる必修クラブではなく、多くは部活動と思われる。部活が体罰の温床の一つとなっていることはしばしば指摘されることであるが、調査

結果では3割弱である。思ったほど高くはない。しかし、これは部活とりわけ運動部における体罰が、しばしばハードトレーニングと見分けが付きにくいという事情が考えられる。たとえば「腕立て伏せ」が筋力トレーニングの一貫なのか、あるいは単なる体罰であるのかの区別が難しい場合がある。⁽³⁾また、罰というより精神集中、気合を入れるといった名目で「平手打ち」などが加えられるケースなどもある。本質的には精神修養のための「正座」と体罰としての「正座」の混同などと同質の問題がある。そのため、学生の中にはそのところの判断に迷った者もいたかもしれない。このあたりは設問を工夫して調べてみる必要があろう。

「その他」の時間では「掃除の時間」や「学活・ホームルームの時間」「修学旅行・集団宿泊訓練」などが挙がっている。

なお、男女差という点では「休憩時間」や「放課後」などにおいて男子の方が高い割合を示しているが、実数からいえばとりあえず問題とはしづらい。

(4) 体罰を受けて(見て、聞いて)どう思ったか(問1-4、問2-4、問3-4)

〔設問〕「その時、あなたはどう思いましたか？」

- ①体罰を受けて反省したのでよかったと思った
- ②悪いことをしたのでしかたがないと思った
- ③体罰をしなくとも話せばわかると思った
- ④体罰を受ける理由がわからなかったので腹が立った
- ⑤どんな理由があろうとも体罰は許せないと思った
- ⑥その他

表4 体罰を受けてどう思ったか

	①	②	③	④	⑤	⑥
小	12	107	50	10	11	13
	6.3	56.0	26.2	5.2	5.7	6.8
中	9	90	74	16	22	17
	4.5	45.0	37.0	8.0	11.0	8.5
高	2	36	60	12	14	12
	1.5	26.9	44.8	8.9	10.4	8.9

全体の傾向は前回とほぼ同様であり、小・中学校で「悪いことをしたので」「話せばわかる」、高校では「話せばわかる」「悪いことをしたので」といった順位は変わらない。ただし、小・中・高とも「話せばわかる」が7~10%ほど増加しており、その分だけ「悪いことをしたので」が減少している。

2 体罰に対する意識について

(1) 体罰に対する関心度(問4-1)

〔設問〕「あなたは日頃から体罰問題について関心を持っていますか？」

- ①おおいに持っている
- ②少しは持っている
- ③あまり持っていない
- ④まったく持っていない

表5 体罰に対する関心度

	①	②	③	④
全体	35 15.7	146 65.5	39 17.5	1 0.4
男子	20 25.6	46 59.9	11 14.1	1 1.3
女子	15 10.3	100 69.0	28 19.3	0 0.0
看護	6 8.1	48 64.9	18 24.3	1 1.3

この設問は今回新しく加えたものである。結果は「少し持っている」がもっとも多く65.5%で「あまり持っていない」17.5%、「おおいに持っている」15.7%と続く。

男女別では、「少しは持っている」が男子で59.9%に対して女子では69.0%と10%近くの差があり、他方「おおいに持っている」という回答は女子で10.3%（3位）に対し男子は25.6%（2位）と15%あまりの違いが出ている。今回調査に限って言えば、女子より男子の方がやや関心度が高いということになる。

なお、同時期に行った看護学校生対象の調査と比較してみた場合、教育学部生女子とほぼ同じ結果となっている。その差はあまりないということになるが、それでよいのだろうか？

(2) 体罰に対する考え（問4-2）

〔設問〕「あなたは学校で体罰が行われることについてどう思いますか？

- ①おおいにあってよい
- ②時々ならよい
- ③ないほうがよいと思うが、やをえない場合にはしかたがない
- ④絶対にあってはならない
- ⑤わからない

表6 体罰に対する考え

	①	②	③	④	⑤
教育	1 0.4	7 3.1	136 61.0	64 28.7	15 6.7
看護	2 2.7	1 1.3	49 66.2	16 21.6	5 6.7

本設問に関して前回調査と比較した場合、「おおいにあってよい」ならびに「時々ならあってもよい」という積極的容認派が、前回13.1%あったのに対して今回は3.5%と減少し、「絶対あってはならない」とする否定派が逆に14.0%から28.7%と倍増していることが目立つ。この変化は、男子・女子ともに同じ傾向である。

この容認派の減少と否定派の増加は、次に見る「学校教育法」第11条の体罰禁止規定や「児童の権利に関する条約」に関する認知度と関係しているようである。

ここでも看護学校生との目立った違いは見られなかった。だが、問4-1の場合と同様に違いがあまりないということは逆に気になるところなのである。

(3) その理由 (問4-3)

この設問においては、前回ほとんどいなかった「子どもになめられてはいけないから」という選択肢を今回は省いている。

〔設問〕「その理由は何ですか？」

- ①体罰もよい方法だと思うから
- ②口で言ってもわからないときには体で教えることも必要だから
- ③その子のことを本気で考えているなら許されると思うから
- ④悪いことをした時には当然だから
- ⑤子どもが悪いことをしたと納得していればよいと思うから
- ⑥体罰なしに指導することは難しいと思うから
- ⑦甘やかしてはいけないから
- ⑧程度さえ考えればよいと思うから
- ⑨体罰では効果がないと思うから
- ⑩他にも方法があると思うから
- ⑪子どもの人権を侵害することだから
- ⑫その他

表7 その理由

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
教育	6	35	49	9	43	11	8	32	18	54	19	19
	2.7	15.7	22.0	4.0	19.3	4.9	3.6	14.3	8.1	24.2	8.5	8.5
看護	2	10	10	1	2	5	0	27	6	19	7	5
	2.7	13.5	13.5	1.3	2.7	6.7	0.0	36.5	8.1	25.7	9.4	6.7

多かった順に挙げると「他にも方法があると思うから」24.2%、「その子のことを本気で考えているなら許されると思うから」22.0%、「子どもが悪いことをしたと納得していればよいと思うから」19.3%、「口で言ってもわからない時には体で教えることも必要だから」15.7%、「程度さえ考えればよいと思うから」14.3%となっている。今回は体罰に対する否定派が増えたせい「他にも方法がある」が1位（前回4位で18.5%）である。容認派の考えとしては今回も「本気で考えているなら」が1位であった。しかし前回に比べると全体に容認論的考えの支持率は低下し、分散傾向にある。「子どもの人権を侵害することだから」は、残念ながら8.5%と今回も1ケタ台であった。体罰否定派が増えた割には低率ではないだろうか。

看護学校生との比較においては、「程度さえ考えれば」が看護学校生で36.5%と教育学部生より22%あまり高率であることが目立つ。その代わり「子どもが悪いことをしたと納得していれば」(2.7%)、「その子のことを本気で考えているのなら」(13.%)などが低率である。この違いはどこから来るのか、興味深いところがある。

なお、男女間の違いについては今回もあまり差が見られなかった。

(4) 96年体罰死事件の認知度 (問5-1)

〔設問〕「昨年(1995年)、福岡県的女子高校で体罰が主因とされる死亡事件がありました
が、あなたはその事件のことを知っていますか？」

- ①よく知っている ②少し知っている
③聞いたことはあるが詳しくは知らない ④知らない

表8 体罰死事件の認知度

	①	②	③	④
全体	48	100	62	13
	21.5	44.8	27.8	5.8
男子	19	34	19	6
	24.3	43.6	24.3	7.7
女子	29	66	43	7
	20.0	45.5	29.6	4.8
看護	15	24	31	2
	20.3	32.4	41.9	2.7

表9 控訴審判決の前と後

	①	②	③	④
前	7	36	20	5
	10.3	52.9	29.4	7.3
後	41	64	42	8
	26.4	41.3	27.1	5.2

この設問は問4-1「体罰に対する関心度」と現実の体罰問題の認知度との関連を見るために今回設定した。

この事件は前年起こったものであり、マスコミもかなり取り上げたので認知度は高いのではないかと予想されたが、実際には表8で明らかのように「よく知っている」21.5%、「すこし知っている」44.8%、「詳しくは知らない」27.8%そして「知らない」5.8%となっている。大方の学生はある程度知っているが、3割あまりの学生がよくは知らないという結果が出た。筆者の予想よりは認知度は低かった。

さらに、事前に意図していたわけではないが、本調査期間中に当該事件の控訴審判決が下り、ニュース・新聞などで報道された。その結果、小学校・月曜クラスはニュース報道前、小学校・木曜クラスおよび中学校クラスの調査はその報道後となった。つまり偶然、報道前調査クラスと報道後調査クラスとの間の比較が可能になったわけである。その比較結果が表9である。しかし、表に明らかのように、報道前と報道後のクラスでは「よく知っている」が前者で10.3%、後者は26.4%と16%ほどの違いが出たが、結局、よくは知らない学生が3割あまりいることは変わらないのである。問4-1「体罰に対する関心度」では「おおいに持っている」「少し持っている」が合わせて81.2%あったことを考えると関心度と現実の体罰事件の認知度との間には

少しズレがあるようだ。事件について「知らない」「詳しくは知らない」という学生と体罰問題について「あまり持っていない」と答えた学生は概ね重なってはいるが、「おおいに持っている」と答えた学生の中にも事件を「知らない」と回答した者が4名ほどおり、「詳しくは知らない」という者も数名いる。活字離れが指摘される今日の学生は、テレビさえも見なくなっているのだろうか？

看護学校生との比較で見れば、表で明らかのように、「よく知っている」「少し知っている」を合わせると看護学校生では52.7%であるのに対し、教育学部生では66.3%で15%近くの差がある。さすがに教育学部生の方が認知度は高いということになろう。しかし、将来教職を目指す者とそうでないもの、したがって現在学んでいる学問領域の違いなどを考慮するならば、先の「体罰に関する関心度」や「体罰に対する考え」において両者に大きな違いが逆になかったこととも合わせ、素直には喜べないというのが筆者の正直な感想である。

(5) 体罰死事件に対する見解 (問5-2)

この設問は自由記述の形をとったため、様々な見解が示されており分類が難しいが、大別すると、①体罰を加え死亡させたことを厳しく批判する見解、②度を越えた体罰により死亡させたことは厳しく批判するが、女子生徒にも問題があったとする見解、③教師も悪いが死亡した女子生徒にも問題があったので何とも言えないとする見解、④女子生徒も悪かったのだから教師の一方的批判は考えものだとする見解の4つに分けられそうである。そして③、④の中には「運が悪かった」と教師に同情的な見方がかなり含まれている。

はっきりと数値化することはできないが、この内②の見解がもっとも多く、続いて①、③、④の順になるようだ。また、事実認識において不確かなもの、誤ったものなども含まれており、正確な情報を得た場合、とりわけ①の数が減る可能性がある。このことは後に詳述するように、マス・メディアの報道のあり方に問題があると考えられるからである。

各見解の中で気になるのは、数は多くないが「事故であって体罰問題と考えるのはどうか」といった見解が幾つかあり、上述の「運が悪かった」とする見解と重なっていることである。残念ながら、一審あるいは控訴審判決に触れたものは1人もいなかった。

(6) 「学校教育法第11条」体罰禁止規定の認知度

〔設問〕「あなたは学校教育法第11条において体罰が禁止されていることを知っていますか？」

- ①知っている
- ②聞いたことはあるが、よくは知らない
- ③知らない

表10 体罰禁止規定の認知度

	①	②	③
全体	126	54	43
	56.5	24.2	19.3
男子	50	17	11
	64.1	21.8	14.1
女子	76	37	32
	52.4	25.5	22.1
看護	7	15	51
	9.4	20.3	68.9

前回調査と最も大きな違いを示したのがこの設問である。前回「知っている」と答えた学生は38.3%でしかなかったが、今回は56.5%と大幅に増加している。また男女別で見ると、男子の場合は45.2%から64.1%へ、女子は34.0%から52.4%と変化している。このこと背景には、かなりの学生が「日本国憲法」や「教育法規」の授業で体罰問題に対してある程度の講義を受けていることがあるようだ。そしてそのことが体罰否定派の増加などにもつながっていると思われる。

上述のような講義を受ける機会に乏しい看護学校生の場合は、やはり体罰禁止規定の認知度は低く、「知っている」と答えたものは、わずかに9.4%と1割に満たない。

(7) 「児童の権利に関する条約」の認知度（問7-1）

〔設問〕「あなたは『児童（子ども）の権利条約』について知っていますか？」

- ①よく知っている
- ②少しなら知っている
- ③聞いたことはあるが、詳しくは知らない
- ④知らない

表11 「権利条約」の認知度

	①	②	③	④
全体	21	85	75	42
	9.4	38.1	33.6	18.8
男子	8	33	21	16
	10.2	42.3	26.9	20.5
女子	13	52	54	26
	9.0	35.9	39.2	17.9
看護	5	20	26	22
	6.7	27.0	35.1	29.7

「児童の権利に関する条約」（1994年批准、以下「権利条約」）の認知については、全体で「少しなら知っている」がもっとも多く38.1%であり、以下「聞いたことはあるが、詳しくは知らない」33.6%、「知らない」18.8%、「よく知っている」9.4%となっている。①と②を合わせると、「権利条約」をある程度知っているものは約半数ほどになる。

男女の違いで見ると、男子は「少しは知っている」が全体と同じく1位（42.3%）、続いて「聞いたことはあるが、詳しくは知らない」（26.9%）となっているが、女子の場合は「詳しくは知らない」が1位（39.2%）であり、僅かの差で「少しは知っている」（35.9%）が続いている。今回に限って言えば、(6)体罰禁止規定の場合と同じく女子よりも男子の方

がやや認知度が高くなっている。

この設問は次の問7-2と共に今回加えてみたものであるが、筆者が予想した以上に認知度は高かった。その背景には(6)と同様、「日本国憲法」などで学習する機会があったという事情があると思われる。しかし、体罰禁止規定の場合と違って、看護学校生との間でそれほどには大きな差が出ていないというのはどうしたことだろうか？

(8) 「権利条約」をどこで知ったか(問7-2)

〔設問〕「あなたはそれをどのようにして知りましたか？」

- ①新聞 ②テレビ・ラジオ ③本・雑誌等
④大学の授業 ⑤人の話 ⑥その他

表12 「権利条約」をどのようにして知ったか

	①	②	③	④	⑤	⑥
全体	21 11.6	20 11.0	29 16.0	123 67.9	16 8.1	6 3.3
男子	8 12.9	6 9.7	19 30.6	40 64.5	5 8.1	1 1.6
女子	13 10.9	14 11.8	10 8.4	83 69.7	11 9.2	5 4.2
看護	6 11.8	8 15.7	10 19.5	17 33.3	13 25.5	9 17.6

結果は「大学の授業」がもっとも多く全体で67.9%であり、男子も女子もほぼ同じような数値が出ている。次は「本・雑誌等」16.0%であるが、男子が30.6%であるのに対して女子は8.4%と割合としてはかなりの差が出ている。他はそれぞれ10%前後で男女差もあまりない。「大学の授業」というのはおそらく「日本国憲法」だと思われるが、授業以外でこうした子どもの権利等に関わる(したがって体罰問題を考えることにも関わる)知識を学び知る機会は少ないようである。このことに対して学生たちの積極性の不足も指摘できるではあろう。だが、本条約批准の際の日本政府の消極的姿勢⁽⁴⁾もあって、「権利条約」に関しては一般にもあまり認知されていない状況がある中では、学生の学習不足のみを問題とするのはいささか不公平かもしれない。

看護学校生の場合、情報源の1位は同じく「授業」33.3%であるが、高校での授業などのようであった。(アンケート調査後のコメントより。)

それにしても、教育学部生の多くが「学校教育法」の体罰禁止規定や「権利条約」に関する

講義を受ける機会を得たにもかかわらず、そこでの学習成果が期待されるほどにはかれらの体罰意識に反映していないようにも思える。

Ⅲ まとめ —考察にかえて—

1 体罰体験に関して

体罰体験に関しては、すでに見たように一部前回と異なる数値が出ているものの依然として小・中学校で9割前後、高校でも6割ほどが直接にか間接にか体罰を経験しており、高率を保っている。今回新たに加えた「体罰の時間」では圧倒的に「授業中」が高く、もっとも低い中学校にあっても58.5%と6割近くもあり、おおげさに言えば、授業中の体罰は日常茶飯事とさえ言える。ただ、「授業中」の体罰は多くは「げんこつ」「平手打ち」「立たせる」といった比較的軽度のもとの想像される。体罰に対して「悪いことをしたのしかたがない」とする見解が多かったこととも絡めて考えるならば、そのあたりが学生の体罰容認傾向につながっていると思われる。つまり、授業中に体罰が与えられる理由としては「騒ぐ」「手悪さ」「宿題忘れ」などであろうが、その場合それらは「悪いこと」（ただしそこには、なぜそんな事態になるのかといったことの追求は欠けている。）なのである。したがって「悪いこと」＝罰（「軽い」体罰も含まれる）という根強い固定観念と相まって「悪いこと」＝「罰」＝「やむをえない時には」という図式が描かれるのであろう。「理由」において「悪いことをしたと納得していれば」や「口で言ってもわからない時には」といった回答が比較的高い率であるのもそのことの証拠と解釈できる。

しかし、「悪いこと」＝罰（体罰）という観念は妥当なものとして認めてよいのか。否である。一般に、家庭におけるしつけなどでこの考えが主張されたりするが、しつけにおける罰とりわけ体罰の有効性は議論のあるところであり、また、いかに軽度なものとはいえ、子どもの成長・発達に全面的に責任を負わなければならない親・保護者と必ずしもそうではない学校教師を同列に見みることには問題がある。さらに言えば「悪いこと」＝罰という観念への疑問は、たとえ犯罪を犯した人間であっても裁判等で正規の判決を下されるまでは不当な扱いからのその身の安全は保障されるといったことを考えた場合、いっそう大きくなる。それゆえ、そうした点を考えさせるような教育・指導によって上述の固定観念に揺さぶりをかけていく必要がある。

2 体罰に対する考えに関して

今回調査で体罰は「絶対あってはならない」と回答した者が前回、前々回よりも多かったのは、「学校教育法」第11条規定あるいは「権利条約」に対する認知度の高さからも示されるように、他の授業において体罰問題について学習した学生が多かったことによると考えられる。飛躍的に増加しているとは言い難いが、体罰問題に関する授業の存在が学生たちの意識の変化に一定の効果を持つことは証明されたといえる。

筆者も本アンケート実施後、小学校課程の学生に体罰問題についての講義を行った。内容を箇条書きで示す。

- 1 体罰の定義について（昭和23年「法務省法務調査意見長官回答」等）
- 2 体罰禁止規定（「学校教育法」第11条規定、戦前の『小学校令』等）
- 3 体罰に対する責任 (1) 刑事的責任
(2) 民事的責任
(3) 行政的責任
- 4 体罰容認論（程度論や熱中教師論等）の問題点

講義後、感想と「講義を聞いて考えが変わったか。変わったならばどう変わったか」を書かせた。様々な感想が出され表現も多様であるため正確に数値化することは困難だが、判断できる範囲でいえば「考えが変わった」ないし「(体罰容認論だったが)わからなくなった」または「もっと考える必要があると思った」としている者が146名（アンケート実施時に欠席だった学生を含む）中46名、「変わらない」とする者65名であった。前者の多くはアンケートにおいて「ない方がよいと思うが」という消極的容認派であり、後者は「絶対にあってはならない」とする否定派と消極的容認派が半々くらいのものである。（否定派だった学生で1名だけ消極的容認論である「程度さえ考えれば」に傾きかけたと書いた者がいた。講義のまづさもあろうが、否定派が容認派に変わる可能性もあることを示す事例である。）

講義を通じての考えの変化がこの後恒常的なものとなるという保障はない。前回の考察でも述べたように、これからも揺れるであろうし、体罰が日常化しているような学校に入り込んだ場合には、容認論へと容易に転向する可能性も大きい。それでも養成の段階で体罰問題をしっかりと考えさせておかなければならない。

その際、幾つか考慮すべき点があるようだ。

第一には、現実の体罰事件などを題材にして考えさせることが有効性を持つが、正確な情報を与えることが大切である。福岡県の事件についての学生たちの理解において事実の誤認や重要な情報の不足がある。学生たちの意見の中に「女生徒も悪かった」＝「体罰もしかたがない」＝「死亡したのは運が悪かった」といった観念的で安易な図式化が見られた。確かに女生徒にも落ち度はあったろうが、なぜ彼女は反抗したのだろうか。桜河内正明は事件の背後に生徒に対する学校の差別・選別体制の存在を指摘している。⁽⁵⁾こうした点も考えさせる必要がある。

この点に関しては、マスメディアの報道のあり方なども考慮に入れておく必要がある。今日のメディアにあっては報道の客観性の問題とともに重要な部分の追求不足が見られることが多々ある。少なくとも今回の事件の報道においては上述の桜河内のような観点からの追求は極めて弱かったように思われる。それゆえ、メディアを通じての情報の取り入れ方についても考えさせる必要があろう。

第二に、学生の中にある「体罰無し」の実践に対する不安をどう克服させるかである。このことは「程度さえ考えれば」という見解の克服とも重なる。「程度論」の背後には、たとえば、「授業中に騒ぐ子が注意をしても聞かない場合にはどうしたらよいのか？」といった自己の実践力に対する不安がある。調査結果を見る限りでは「体罰なしに指導することは難しいと思うから」の回答は4.9%と決して高くない。しかし、授業後の感想などを見れば、上記の不安がかなりあることが明らかである。多くの学生が「程度論」の矛盾を認めている。それにもか

かわらず確信を持って体罰否定の立場に立っていないところにこの「不安」の厄介さがある。したがって、体罰容認論の矛盾を明確に指摘する一方で、遠回りではあるが、楽しく・わかる授業の創造や仲良く・まとまりのある学級づくりを実現する実践力の形成につながる教員養成教育が求められるよう。

注

- (1) 拙稿「教育学部生の体罰意識に関する考察(1)」および「教育学部生の体罰意識に関する考察(2)」『山口大学教育学部附属教育実践研究指導センター研究紀要』第4号、1993年、3月、ならびに第5号、1994年、3月、所収
- (2) たとえば、NHKが1989年に行った調査（全国の中・高校生1,800名対象）によれば、体罰を受けた時間の1、2位はいずれも授業中であり、「宿題や教科書を忘れたから」および「授業中におしゃべりをしたから」となっている。（NHK世論調査部編『現代中学生・高校生の生活と意識』明治図書、1989年、参照）
- (3) この体罰かトレーニングかといった判断が難しいことの代表的事例が1976年の千葉県安房農業高校事件である。体育・バスケットボールの授業でミスを犯した生徒たちは体育館床上下3.13メートルのギャラリ・コンクリート縁で懸垂運動の罰（「必殺宙ぶらりん」と名付けられていた。）を与えられた。結果、女子生徒の一人が落下して頸椎捻挫の負傷を負ったのである。（この生徒はその後、後遺症に苦しんでいる。）この事故（？）に対して昭和54年の東京高裁などでは「一種の罰である」とは認めつつも「一種の懸垂運動であることは確かであるから、直ちにそれが体罰であって補強運動ではないとはいえない」とし、加害教師には安全措置を講じなかった過失責任のみが求められたのである。この判決は議論を呼んだところであるが、ともかくも上の問題が厄介であることを示したものである。（牧征名・今橋盛勝編著『教師の懲戒と体罰』エイデル研究所、1982年、220～235p. 参照）
- (4) 批准当時から日本政府はこの「権利条約」の具体化に積極的であったとは言い難いところがある。たとえば、具体化に際しては国内の諸法令の整備がある程度必要であると考えられるが、政府見解としては「条約」の精神は憲法その他にすでに盛り込まれているとして特に法令の整備は必要なしとしている。また、「条約」の実現のためには一定の広報活動なども必要だと思われるが、そうしたことの財政措置も必要はないとしている。（永井憲一他『解説・子どもの権利条約』日本評論社、1990年、『季刊・教育法』エイデル研究所、No.97、1994年、等を参照されたい。）
- (5) 桜河内によれば、当該女子高では志望進路にそって幾つかのコースがあり、普通科の場合、①情報処理コース、②進学コース、③特別進学コースに分けられており、さらに教育課程は、①就職系、②短大系、③準特別進学系、④特別進学系で作られているという。コース、カリキュラムにおいて生徒たちはかなりシビアな選別体制の中に置かれていると言えよう。ちなみに亡くなった生徒は就職系コースである。（桜河内正明「福岡県女子高生体罰死事件をめぐって…」『教育』国土社、1996年11月号、125p.）

* 紙数の関係で、今回はアンケートの詳細は省いた。